

「著作権とスクール・コンプライアンス」

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会

SARTRAS

常務理事 野方英樹



独立行政法人教職員支援機構

1 著作権とスクール・コンプライアンス

それ、学校だから使っていい？

著作権とスクール・コンプライアンス

- 今日のゴール
著作権法を覚えることなく、

「これ、使っていいのかな？」
と、一度立ち止まれるようになること

2 同じ新聞記事、これはどうでしょう？

同じ新聞記事です。使い方を5つ変えてみます。

CASE 1

社会科の授業で、新聞記事をコピーして 児童生徒に配った。

○？ △？ ×？

CASE 2

同じ新聞記事のPDFを、授業を受ける児童生徒の端末に配信した。

○？ △？ ×？

CASE 3

同じ新聞記事を、職員会議の資料として 教職員全員にコピーして配った。

○？ △？ ×？

CASE 4

同じ新聞記事を掲載した学校だよりを、PDFで保護者に配信した。

○？ △？ ×？

CASE 5

新聞記事を生成AIに読み込ませ、「この記事を使って 中学生向けの問題を5問作って」と指示。生成された問題を 授業で児童生徒に配った。

○？ △？ ×？

3 そもそも著作権とは

著作権とは？

文章 写真 イラスト 音楽 映像 新聞記事 教材
Webコンテンツ…… = **著作物**

「創作した人」の権利

原則 他人の著作物を利用するとき
→ 権利者の許諾が必要

しかし……

一定の場合は許諾なしで利用できる
= 「**権利制限**」

学校で特に重要
著作権法 第35条

4 学校は「著作物だらけ」

学校は「著作物だらけ」

授業

教科書／新聞／写真／動画／問題集／LMS／
生成AI

学校生活

運動会／文化祭／合唱／BGM／部活動

校務・对外発信

職員会議／校内研修／学校だより／保護者会
学校Webサイト／SNS

著作権は「授業だけ」の問題ではない

5 最初の分かれ道は「授業か？」

最初の分かれ道
「学校で使う？」
ではなく

「授業の過程で使う？」

35条の「授業」に含まれ得るもの

通常の授業／実習／特別活動
学校行事／部活動／課外補習 など

35条の「授業」に含まれないもの

職員会議／保護者会／PTA活動
学校説明会 など

6 5つのCASE 答え合わせ

CASE 1

授業で紙コピー

○ **35条の範囲なら可能**

CASE 2

授業でPDF配信

○※ **35条+公衆送信のルール**

CASE 3

職員会議でコピー

35条では ×

CASE 4

学校だよりで保護者へ配信

35条では ×

CASE 5

新聞記事 → 生成AI → 問題作成 → 授業

△ **「一つの行為」として考えない**

7 生成AIは「3つに分解」

生成AIは3つに分けて考える

① 入力

新聞記事を **AIに入力する**



② 生成

AIが **問題を生成する**



③ 利用

生成された問題を **児童生徒に配る**

3段階で著作権を確認

「AIを使ったからOK／NG」ではない

8 紙コピーとデータ配信は同じではない

紙コピー ≠ データ配信

授業に必要な紙の複製

35条の条件を満たせば
許諾不要・無償

授業目的の公衆送信

35条の条件を満たせば
個別許諾不要

+

授業目的公衆送信補償金

※支払う主体は **先生個人ではなく教育機関の設置者**

9 実際に起きている著作権侵害

学校で実際に起きた事例

事例① 2026年・市立中学校
「フリー素材」で検索



学校だよりにイラスト掲載



学校Webサイトでも公開



利用規約を確認していなかった → 損害賠償 88,000円

事例② 市販の問題集

問題集を全ページスキャン



校内サーバーに保存して利用
「授業だからOK」ではない

10 迷ったときの4+1ステップ

他人のものを使う前に

STEP 1 著作物？



STEP 2 授業の過程で必要？



STEP 3 必要な範囲？ 権利者の利益を 不当に害さない？



STEP 4 公衆送信する？



+ AIなら INPUT → GENERATE → USE 3つに分ける

「？」が出たら

「たぶん大丈夫」で進まない

利用規約を確認

権利者・出所を確認

校内で確認

必要なら許諾を得る

今日覚えて帰る3つ

- ① 学校だからOKではない。
- ② 授業だから何でもOKでもない。
- ③ 「これ、使っていいのかな？」と一度立ち止まる。

**著作権コンプライアンス
＝「使わない」ではなく「正しく使う」**